

令和6年度二人の未来応援パスポート事業委託業務に係る公募要領

1 趣旨

本公募要領は、令和6年度二人の未来応援パスポート事業に関する業務を事業者へ委託するに当たり、事業者を選定するための必須事項を定めるものである。

2 事業実施予定期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

3 委託業務の内容及び契約限度額等

別添、令和6年度二人の未来応援パスポート事業委託業務仕様書のとおり

4 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者（香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。）
- (5) 香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者。

5 事務を担当する部署

香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課 北澤

TEL：087-832-3287

FAX：087-806-0207

e-mail：kosodate@pref.kagawa.lg.jp

6 応募期間及び方法

- (1) 受付期間 令和6年3月29日（金）から令和6年4月8日（月）まで（県の休日を除く）の、8:30~12:00、13:00~17:15とする。
- (2) 提出書類 応募意思表明書（別紙様式1）、また、応募意思表明書を提出後に提案を辞退する場合には、辞退届（別紙様式2）を速やかに提出すること。
- (3) 応募方法 上記5まで、持参または郵送（郵送の場合は、書留郵便その他これに準

じる方法によること。なお、期限内に必着することが要件となる)。

7 質問事項の受付

- (1) 受付期間 令和6年3月29日(金)から令和6年4月8日(月)まで(県の休日を除く)の、8:30~12:00、13:00~17:15とする。
- (2) 提出方法 任意の様式を使用して、上記5まで直接持参するか、事前に電話連絡の上、FAX又は電子メールで提出すること。
- (3) 回答方法 令和6年4月12日(金)までに、応募意思表明書提出者全員に回答を電子メールで送付する。

8 企画提案書の作成等

(1) 内容

次の内容について、具体的に記載すること。

要件項目	基本的要件
1 事業全体に関して	① 委託業務に対する基本姿勢、コンセプトの明確な提示 ② 全体的な作業スケジュール、実施体制、実施方法の明確な提示
2 企業等への働きかけ	③ 協賛店募集に係る具体的なスケジュール、働きかけの方法の提案 ④ 協賛店を確保するための工夫の提案 ⑤ 協賛店の情報を適切に管理、更新する具体的な実施方法の提示
3 ロゴマーク及び広報資材等のデザイン	⑥ デザインのコンセプトの提案 ⑦ 協賛店が利用しやすい工夫の提案
4 広報等	⑧ 全体的な広報計画、スケジュールの提案 ⑨ 若者世代に向けた独自性のある広報方法の提案
5 事業経費	⑩ 委託業務の実施に係る経費とその内訳
6 留意事項	⑪ 特定の価値観の押し付けやハラスメントの防止につながる工夫がされているか
7 その他	⑫ 過去の本委託業務と類似業務の受注実績(参考資料等があれば添付すること)
8 個人情報の取扱い	⑬ 委託業務により得た個人情報の取扱いの方針(契約満了後も含む)

(2) 作成に当たっての留意事項

- ・ A4版・長辺とじを基本とする。
- ・ 図面等で縮小が困難なものについては、A3サイズをA4サイズに折ること。
- ・ 上記(1)の項目毎に、項番(1-①、1-②・・・6-①)を付して作成すること。

と。

- ・企画提案書には、事業者名や所在地等、事業者の特定につながる内容は記載しないこと。
- ・別途設置する令和6年度二人の未来応援パスポート事業等業務委託先選定委員会（仮称）（以下「委員会」という。）の委員が具体的なイメージを掴むことができるよう、可能な限り具体的に記載すること。

- (3) 提出部数 応募申請書、応募事業者概要書：1部
企画提案書：6部（うち5部は団体及び社名等を記載しないこと）
- (4) 提出方法 上記6（3）と同じ。
- (5) 提出期限 令和6年4月19日（金）12:00 必着
事前に企画提案書提出の日時の電話連絡をすること。

9 書類審査

上記8の企画提案書について、県子ども政策課において書類審査を実施する。
書類審査の結果は、書面にて各応募者あてに、通知する。

10 プレゼンテーション

上記9の書類審査に合格した各応募者は、自身の企画提案について、次によりプレゼンテーションを実施し、委員会はその企画提案の審査を行う。

委員会の各委員が別紙「企画提案評価表」により採点を行う。結果を合計したものを当該応募者の得点とし、最も高い得点の者を受託候補者として決定するが、これによりがたい場合は委員の合議により決定する。

なお、審査の結果、応募者全てが最低基準点（満点の5割）に達しない場合、受託候補者を選定せず、再度企画提案を募集することがある。

選定結果については、書面にて通知する。

- (1) 日 時 書類審査の結果通知にて連絡する。
- (2) 場 所 同上
- (3) 実施方法 企画提案書に基づき説明することとし、機材等の使用は認めない。1事業者当たりの持ち時間は15分とし、説明終了後に委員が質問を行う。

11 留意事項

- (1) 応募書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 本委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは認めない。ただし、業務の一部について、予め県が認めた場合はこの限りではない。
- (3) プレゼンテーションにおいて最も高い得点の者と本委託業務の契約締結交渉を行うが、その者が、契約締結時までに上記4に定める資格条件に該当しなくなった場合や、事故等の特別な理由から契約締結が不可能となった場合には、その者を失格とし、次点の者と契約締結の交渉を行う。
- (4) 企画提案書作成等に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (5) 応募書類は返還しない。
- (6) 本件は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和6年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。

(別 紙)

企画提案評価表

要件項目	評価項目	配点	得点
1 事業全体に関して	・ 事業に対する理解は適切で、コンセプトの明確な提示ができていますか。	10	
	・ 事業全般に係るスケジュールと実施体制が具体的に提示されており、進行管理が明確で実現可能な内容であるか。	10	
2 企業等への働きかけ	・ 適切な方法により募集し、協賛店の登録数が400を超えることが可能と見込めるか。	10	
	・ 協賛店を確保する具体的かつ実現可能な工夫等が提案されているか。	10	
	・ 適切に協賛店の情報を管理、更新できるか。	5	
3 ロゴマーク及び広報資材等のデザイン	・ 結婚に対するポジティブなメッセージが伝わるデザインであるか。	10	
	・ 協賛店が利用しやすいデザインであるか。	5	
4 広報等	・ 広報手段及びイメージが具体的に提示されており、実現可能な内容であるか。	10	
	・ 事業の情報が若者世代に効果的に発信されるよう工夫されているか。	10	
5 事業経費	・ 提示内容に対して妥当な経費が示されているか。	10	
6 留意事項	・ 特定の価値観の押し付けやハラスメントの防止につながる工夫がされているか。	5	
7 その他	・ 同種の事業の受託実績等、応募者を評価できる内容が提示されているか。	5	
計		100	
8 個人情報の取扱い	・ 個人情報保護（個人情報の保護に関する法律）に対する理解が充分備わっているか。 ・ 本業務における個人情報の取扱いが適切であるか。		確保されなければ失格